

資料 2

外国人住民に係る
印鑑登録証明事務
の取扱いについて

外国人住民に係る印鑑登録証明事務の取扱いについて

カタカナ表記による印鑑登録の取扱いについて(案)※再掲

- 英字圏の外国人についてアルファベット氏名に対応するカタカナを住民票の備考欄に記載できる取扱いを予定していることから、当該備考の記載によって、印鑑登録を認める。

<制度移行時>

- 外国人登録においてカタカナ併記名が登録されていれば、仮住民票の備考欄に記載して引き継ぐことを予定していることから、カタカナ併記名で印鑑登録を行っている場合には、当該備考欄の記載によって、引き続き印鑑登録を認める。

※ 漢字氏名に対応するアルファベット併記名で印鑑登録している場合
アルファベット併記名は、制度移行に当たって、住民票上の氏名として記載することを予定していることから、アルファベット併記名により印鑑登録を行っている場合には、「住民基本台帳に登録されている氏名」に該当し、引き続き印鑑登録を行うことができる。

印鑑登録証明書におけるカタカナ表記の記載について(案)

- 上記の場合、印鑑登録証明書において、氏名欄にアルファベット氏名が記載され、登録印鑑の印影がカタカナ(住民票の備考欄に記載されたものによる)となることから、両者の対応関係を明確にするため、印鑑登録証明書において、印影で表されているカタカナを記載することとする。

- その際、住民票における取扱いとの対応関係も考慮して、氏名欄には記載せず、別途記載欄を設けることとする。

※ 印影で表されているカタカナについては、あわせて印鑑登録原票の登録事項とする。